

所管部課名	農林水産部 畜産課							
事務事業名	畜産振興対策事業							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱等							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成27年度 予算額	1,133千円	国県支出金	その他	一般財源	その他の内容			
		千円	千円	1,133千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	繁殖用雌牛頭数			4,800頭	平成31年度			
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市家畜防疫協議会							
補助対象経費	家畜の伝染病等発生防止のための消毒施設整備に係る事業費の一部助成に要する経費及び消毒薬備蓄に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒に必要な施設等の整備に係る事業 ・消毒薬備蓄に係る事業 							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の 過去3カ年の決算状況	項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	4,150,916	68.8%	1,155,990	41.8%	341,145	14.7%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入	4,150,916	68.8%	1,155,990	41.8%	242,780	10.5%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%	98,365	4.2%
		市補助金	1,783,000	29.5%	1,565,500	56.6%	1,932,376	83.4%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	100,811	1.7%	42,881	1.6%	44,158	1.9%
	計	6,034,727	100.0%	2,764,371	100.0%	2,317,679	100.0%	
	支出	事業費	5,911,600	98.0%	2,663,745	96.4%	2,175,120	93.8%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費	80,246	1.3%	56,468	2.0%	58,411	2.5%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	42,881	0.7%	44,158	1.6%	84,148	3.6%
計	6,034,727	100.0%	2,764,371	100.0%	2,317,679	100.0%		
支出計/前年度支出計				45.8%	83.8%			
自己資金/前年度自己資金				27.8%	29.5%			
翌年度繰越金/市補助金		2.4%		2.8%	4.4%			
交付件数								
成果指標の推移①		4,656		4,589	4,467			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成24年度「継続」							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	畜産農家で、家畜防疫を目的とした組織であり、家畜伝染病発生防止のため畜産農家全戸を対象に事業を実施している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	家畜伝染病は外部からの影響を直接受けるものである。当該事業は、本市における家畜伝染病発生予防に対する取組であり、補助を通じた行政の支援が必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	家畜伝染病の発生がないよう最善の対策を講じることが畜産農家にとっても、また食の安全という市民のニーズに合致するものである。また、家畜伝染病予防法に基づく農家の責務を遵守させるためにも有効である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	受益農家の団体である家畜防疫協議会が事業主体となることで、会員の事務手続きの軽減につながり、適切な効果を生み出している。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	家畜防疫対策事業補助金交付要領に規定されている。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	家畜の伝染病等発生防止のため、自主防疫体制が確立され自助努力もされているが、永続的に補助する必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	家畜伝染病予防及び家畜伝染病予防法に基づく農家責務を遵守させるため、農家巡回指導等を実施している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	近隣諸国では家畜伝染病の発生が続いており、予断を許さない状況の中で、消毒設備に対する補助や消毒薬の備蓄は最重要課題である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	家畜防疫対策事業補助金交付要領に規定されている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 家畜防疫の徹底による本市の畜産の振興と農家所得の向上を図る上で重要な役割を果たしていることから、現状のまま継続したい。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

家畜防疫対策事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる家畜防疫対策事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 家畜防疫対策事業補助金に係る補助事業等は、家畜伝染病発生防止のため消毒施設整備及び家畜伝染病発生時におけるまん延防止のため消毒が迅速に行えるよう消毒薬の備蓄を行うものであること。

(補助金の額)

第3条 家畜防疫対策事業補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 家畜防疫対策事業補助金は、消毒施設整備及び消毒薬の購入に要する経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 家畜防疫対策事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を実施する日までとする。

(交付の基準)

第6条 家畜防疫対策事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に家畜防疫対策事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 家畜防疫対策事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (2) 前号に掲げるもののほか特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 家畜防疫対策事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、本市における家畜伝染病の発生状況をもって測定する。

(補助事業者等の責務)

第9条 家畜防疫対策事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市が実施する畜産

振興施策に積極的に協力しようと努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 家畜防疫対策事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 家畜防疫対策事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成24年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成25年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。